

第2部 陸上交通の安全

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のすう勢とその抑止

1 道路交通事故のすう勢

我が国の道路交通事故による死傷者は、戦後、年とともに増加し、昭和45年には死者16,765人、負傷者981,096人と100万人近い死傷者を記録するに至った。

このような深刻な事態に対処し、交通安全対策の抜本的な強化を図るため、昭和45年6月交通安全対策基本法が制定され、これに基づき2次にわたり交通安全基本計画を策定し、各般の交通安全対策を総合的かつ強力に推進したことにより、昭和46年以降、交通事故による死傷者は減少に向い、死者については昭和54年に8,466人、負傷者については昭和52年に593,211人にまで減少した。昭和55年には若干増加したものの死者8,760人、負傷者598,719人となり、過去の最高

であった昭和45年の交通事故死者数の半減を目指すものとした第2次交通安全基本計画の目標をほぼ達成することができた。

このように交通事故の死傷者が減少したのは、交通安全基本計画にのっとり、歩道、信号機等の交通安全施設の整備充実、効果的な交通規制の推進、車両の安全性の向上、交通指導取締りの強化、運転者対策の充実、交通安全運動及び交通安全教育の普及等各方面にわたる交通安全対策を強力かつ総合的に推進し、また、交通安全思想の浸透とあいまって、国民もそれぞれの立場でこれに対して積極的な協力と自主的な活動を惜しまなかった結果と考えられる。

しかしながら、なお、年間60万人もの死傷者を生じていることに加えて、最近交通事故が増加する傾向にあること、交通事故の発生に地域間の差異が見られること、死者のうち歩行者、自転車利用者、特に、幼児、老人が占める割合が高いことは、依然として大きな社会問題であるといわなければならない。

自動車交通は、今後とも、国民生活において大きな役割を果たすものと考えられ、交通事故の実態に十分対応

した交通安全対策を積極的に推進しなければ、再び交通事故が増加するという憂慮すべき事態を招くことが予想される。

2 道路交通安全対策の今後の方向

近年の自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加に見られるように、今や、自動車の利用は、国民生活にとって不可欠のものとなっており、今後の交通安全対策を考えるに当たっては、人命尊重の理念の下に、安全で快適な交通社会を実現することを目標に、特に、歩行者、自転車利用者、幼児、老人、身体障害者等が安心して通行できる道路交通環境の確立、交通道德に基づいた交通安全意識の高揚、交通事故の被害を最少限に抑えるための被害者救済対策の推進等を図ることとする。そのため、利便性をも考慮した交通安全施設の整備充実、生涯を通じた交通安全教育の推進、地域の自主的な交通安全活動の推進、迅速かつ効果的な救急救助体制の整備充実を始めとする各般の交通安全対策を総合的かつ強力に実施するものとする。この場合において、交通事故の発生に地域間の差異が見られることにもかんがみ、地域の実情に即し

たきめ細かで効果的な交通安全対策を積極的に推進するものとする。

こうした交通安全対策をとおして、交通事故の発生の増加傾向に歯止めをかけ、特に死亡事故の防止には格段の意を注ぎ、交通事故死者数の着実な減少に努め、昭和60年までに死者数を年間8,000人以下とすることを目指すものとする。